

協議第14号

町，字名の取扱いについて

平成17年3月2日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
<p>(1) 3市町の区域内の町・字の区域及び名称は，原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 友部町，岩間町については，「大字」の文字表記を除くものとする。</p>

平成17年3月2日確認

参 考 (現 況 等)

1 3市町の現況

	笠 間 市			友 部 町			岩 間 町					
大字名	大橋	池野辺	福田	大字平町	大字下加賀田	大字旭町	大字上郷	大字下郷	大字泉			
	大淵	飯田	日沢	大字長兎路	大字大田町	大字南友部	大字市野谷	大字福島	大字吉岡			
	石寺	笠間	日草場	大字鯉淵	大字下市原	大字橋爪	大字土師	大字押辺	大字安居			
	石井	寺崎	金井	大字鴻巣	大字随分附	大字中市原	大字泉市野谷入会地					
	赤坂	手越	南吉原	大字矢野下	大字五平	大字柏井						
	上加賀田	北吉原	来栖	大字上市原	大字大古山	大字湯崎						
	下市毛	箱田	飯合	大字仁古田	大字小原	大字南小泉						
	本戸	福原	稲田	大字住吉	大字仁古田長兎路入会地							
	大郷戸	片庭	箱田大郷戸	大字長兎路仁古田入会地	大字住吉湯崎入会地							
	箱田大郷戸片庭			* 駅前	* 中央一丁目	* 中央二丁目						
				* 中央三丁目	* 中央四丁目	* 八雲一丁目						
				* 八雲二丁目	* 東平一丁目	* 東平二丁目						
				* 東平三丁目	* 東平四丁目	* 美原一丁目						
			* 美原二丁目	* 美原三丁目	* 美原四丁目							
			* 印は住居表示実施地区									
計	2 8			4 0						1 0		

3市町合計	7 8
-------	-----

2 関係法令（抜粋）

（1）地方自治法

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外，市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し，又は町若しく

参 考 (現 況 等)

は字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

3 先進地事例

合併年月日	新市名	関係市町村	協 定 内 容
平成17年2月1日	城 里 町 (23,007人)	常北町, 桂村, 七会村	1町2村の区域内の字の区域及び名称は、現行のとおりとする。
平成17年3月22日	坂 東 市 (58,673人)	岩井市, 猿島町	岩井市, 猿島町の町・字の区域及び名称は、基本的には従前の通りとし、大字の文字がついている区域については、「大字」を削除した名称に変更するものとする。 ただし、これにより難しい場合については、必要に応じ、変更を行うこととする。
	稲 敷 市 (51,284人)	江戸崎町, 新利根町, 桜川村, 東町	(1) 4町村の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のとおりとする。ただし、同一名称及び飛地については、合併時まで調整する。 (2) 江戸崎町・桜川村については、「大字」の文字表記を除くものとする。
平成17年3月28日	筑 西 市 (116,120人)	下館市, 関城町, 明野町, 協和町	新市の町・字の区域は従前のとおりとし、「大字」を削除した名称に変更するものとする。
	かすみがうら市 (45,229人)	霞ヶ浦町, 千代田町	両町の字の区域及び名称は現行のとおりとし、「大字」を削除した名称とする。